

行政文書非公開決定通知書

4 観名保第 72 号  
令和 4 年 9 月 5 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 8 月 22 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」に関し、名古屋市に提出された以下書類 ・(様式 2) 参加提出書類 (一式) の提出について
公開しない理由	名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するため、非公開とします。 当該行政文書には「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」に対する参加者名が記載されている。 また、当該行政文書を一部公開とした場合、開示文書の枚数から参加者数が明らかとなる。 当該公募に係る最優秀者の選考前に、公募参加者名、公募参加者数が公開されることにより、公募の選考における公平性に影響を及ぼし、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とします。
備考	※請求に係る行政文書については、当該公募に係る最優秀者の決定後に一部公開が可能となるため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。 ＜決定を行った所管課・公所＞ 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市長を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。